

仕 様 書

1 件名

令和8年度林道管理における集約化・撤去・廃道の取扱いの整理等に向けた調査委託事業

2 事業の履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

3 事業の目的

令和7年度林道施策の実施状況の検証及び指標設定等に向けた調査委託事業において、学識経験者等で構成された路網整備検討会を設置し、路網整備に関する今後の対応の方向性について整理し、報告書としてまとめた。その中では、路網整備を林業適地において重点化することなど路網を新たに整備する観点とあわせて、維持管理の観点からも議論がなされており、維持管理の観点では、林道施設の集約化・撤去や林道の廃道の取扱いの検討が必要ではないかという新たな論点が提示されたところ。

林道管理の人材が限られ、災害も激甚化する中では、林道施設の集約化・撤去や林道の廃道のプロセスを整理することは、老朽化対策の一環として、地方公共団体における林道の維持管理の効率化に資するものであるが、これまで議論されなかったことから、まずは事例を調査し、その後、手順や留意点を整理する必要がある。

また、個別の路線について集約化・撤去・廃道を検討する際は、実際の利用状況も踏まえる必要があるが、森林のゾーニングや路網の線形の検討の支援ツール「もりぞん」（以下「支援ツール」という。）の活用等により、林道ごとに利用可能な森林の資源量を数値化することで、その地域で利用可能な資源量に与える廃道等の影響を客観的に把握し、地方公共団体において地域の関係者に説明しやすくなることが考えられる。

本事業においては、林道施設の集約化・撤去や林道の廃道の事例の収集・実地調査を実施した上で、手順や留意点の整理に向けて有識者への意見聴取と結果の整理を行うとともに、林道ごとに利用可能な資源量を数値化するツールの開発に向けた要件の整理を行うものとする。また、支援ツールの活用は、これまで森林計画の担当職員向けの普及が主になされていたところ、林道の整備・管理への活用が課題となっていることから、林道の担当職員に向けた普及をあわせて図ることとする。

なお、林道施設の集約化・撤去や林道の廃道の事例は全国的に少ないものと考えられる一方で、例えば道路の分野においては、地方公共団体における道路橋の集約・撤去の意義や事例、留意事項等をまとめた事例集を国土交通省が作成・公表していることから、道路等における類似の事例も参考とすることとする。

4 事業の内容

(1) 林道施設の集約化・撤去や林道の廃道の事例の収集・実地調査等

全国の10箇所程度において、都道府県や市町村等に対して、林道施設の集約化・撤去や林道の廃道の事例について実地調査を実施する。調査箇所や調査項目等の具体的な内容については、林野庁担当職員と調整した上で決定するものとする。また、道路等における類似の事例も参考とするため、2事例程度について同様に調査を実施するものとする。これらの調査を実施した上で、有識者（3名程度）への意見聴取も踏まえ、集約化・撤去・廃道を判断するポイントや手順、留意点を今後整理する上で必要となる論点を整理する。

(2) 林道ごとに利用可能な資源量を数値化するツールの開発に向けた要件の整理

GIS等のデジタルツールを用いることにより、林道ごとに利用可能な資源量を数値化するツールの開発に向けた要件の整理を行う。なお、ツールは、支援ツールの活用も想定し、QGISのプラグイン等のように入手が容易で担当者が簡易に扱えるものとする。要件の整理に向けては、地方公共団体における林道担当者の支援ツールも含めたデジタルツールの利用実態等をヒアリングにより把握・整理した上で行うものとする。

(3) 支援ツール等の普及

支援ツールによる路網の線形の検討等を担う地方公共団体等の技術者を養成するため、支援ツールの使用方法等に関する現地研修会を全国で3回程度開催するとともに、円滑に支援ツールを使用できるようヘルプデスクを設置すること。なお、同研修会においては、路網線形等の情報収集アプリの使用方法等についても周知を図ること。

5 成果物

4に掲げる事項について林野庁担当者と調整した上で事業報告書に取りまとめ、紙媒体及び電子媒体（DVD-R）を提出する。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼付し、提出すること。

納入期限：令和9年3月10日（水）

納入場所：林野庁森林整備部整備課企画班（農林水産省別館7階ドアNo. 別721）

(1) 調査報告書：10部

(2) (1)の電磁記録媒体（DVD-R）：2部

6 その他

(1) 入札希望者から申し出があれば、令和7年度林道施策の実施状況の検証及び指標設定等に向けた調査委託事業の報告書、令和4年度路網整備や再造林対策の効

果的な推進のための区域の設定に向けた調査事業の報告書等を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

- (2) 本業務の目的を達成するため、委託者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、委託者と本業務の円滑な進捗及び成果物の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施する。
- (3) 本調査については、農林水産省が路網整備に関する情報として以下のウェブサイトで公開している資料や支援ツール等の内容及び使用方法を十分理解した上で実施するものとする。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html>

- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本業務の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に委託者と協議を行う。
- (5) 本業務の受託者は、成果物等について、納入期日までに委託者に内容の説明を実施して検収を受ける。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について委託者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入する。
- (6) 本業務における成果物等の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していたなどの明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て委託者に帰属する。

委託者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本業務に関する権利（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたとき受託者から委託者に移転するものとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に委託者の承認を得ることとし、委託者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (7) 本業務における人件費の算定に当たっては、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受託者から

提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等を確認する。

- (8) 受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- | |
|---|
| <p>ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。</p> <p>イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。</p> <p>エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p> |
|---|

- (9) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ委託者と受託者が協議を行うものとする。
- (10) 本業務の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Microsoft Excel、Word、PowerPoint等）により、電子媒体（DVD-R）にて提出する。なお、納入場所及びウイルス対策については、5の成果物の提出と同様とする。
- (11) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

7 参考となる情報

- ・路網整備検討会資料等（林野庁ウェブサイト）
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/kentokai.html>
- ・道路橋の集約・撤去事例集（国土交通省ウェブサイト）
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001546.html
- ・支援ツール 操作マニュアル（林野庁ウェブサイト）
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/attach/pdf/romou-19.pdf>

照明の消灯やエンジン停止に努めている。		
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由 ()

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由 ()

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、も	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

しくは、策定を検討する。		
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ <input type="text"/> ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（）